

(5) 知的障害者相談員について

知的障害者相談員は、従来から障害者等の身近な相談者として、地域で重要な役割を果たしているところである。平成15年度から施行される支援費制度の実施を控え、知的障害者相談員の役割として、①サービスの利用に関して相談に応じ助言を行うとともに、必要に応じて市町村の相談窓口、障害児（者）地域療育等支援事業者及び知的障害者ケアマネジメント従事者を紹介する、②サービス等について苦情を有する知的障害者がいる場合には、その者の意向を確認の上、市町村やサービス提供事業者等に対して、知的障害者本人が苦情を申し立てる際に同行する等の援助を行うことが期待される場所である。

こうした新たな需要に応える必要があるため、地域における相談員の確保を図るとともに、研修等により相談員の資質の向上に努め、地域における相談体制の充実を図られたい。

5 自閉症・発達障害支援センター（仮称）の創設について

自閉症等への対応については、社会的な関心も高く、積極的な取り組みに対する要請も高まってきている。

自閉症児（者）については、自閉症に特有のコミュニケーションや人間関係の障害のための生活不適應から生ずる困難さや、家族等の負担感の軽減等への対応など自閉症児（者）等の特徴を踏まえたきめ細かな施策が必要とされている。

こうしたことから、平成14年度予算案において、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対し、専門的な相談支援、療育サービス等を行う拠点として新たに「自閉症・発達障害支援センター（仮称）」を創設することが認められ、全国8か所で実施できるよう所要の予算が確保されたところである。

自閉症・発達障害支援センター（仮称）は、自閉症等施策を推進させる上で、地域における自閉症等施策の中核的な拠点機能を担うことが期待されているので、都道府県等においては、実施施設の適切な選定等について特段の配慮をお願いしたい。

なお、本事業に係る詳細について、現時点では次のように考えている。

(参 考) 自閉症・発達障害支援センター（仮称）の設置運営について(案)

1 実施主体

(1) 実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

なお、実施主体は、自閉症・発達障害支援センター（以下「センター」という。）センターの行う事業の全部又は一部について、自閉症児施設、知的障害児施設、知的障害者施設等を運営する市町村（指定都市、中核市を含む。）及び社会福祉法人等に委託することができる。

(2) 社会福祉法人等は、実施主体の承認を得て、事業の一部について、その他の社会福祉法人等に委託することができる。

2 センターを附置する施設の選定

実施主体は、自閉症児（者）等に対する相談支援等に関する知見の活用、夜間・緊急時等への対応や一時保護等の施設機能の活用を図る観点から、自閉症児施設（第一種及び第二種）、知的障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、その他実施主体が適当と認める施設を選定。

3 対象者

事業の対象は、自閉症（知的障害を伴わない自閉症（高機能自閉症）を含む。）、アスペルガー症候群、レット症候群等、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）。

4 事業の内容

センターは、次に定める事業を実施する。

(1) 自閉症児（者）等及びその家族に対する相談支援

自閉症等に関する各般の問題について、自閉症児（者）等及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言、並びに情報提供を実施。

(2) 自閉症児（者）等に対する療育相談支援

自閉症児（者）等の医学的・心理的な診断・判定を行うとともに、診断・判定結果を踏まえて、自閉症児（者）等とその家族に対する療育相談を実施。

(3) 自閉症児（者）等に対する就労相談支援

就労を望む自閉症児（者）等に対して、職業生活に関する相談に応じ、適切な指導又は助言、並びに情報提供を実施。

(4) 関係施設・関係機関等に対する普及啓発及び研修

自閉症等の特性等について普及啓発を図るとともに、関係施設・関係機関、

都道府県・市町村の障害福祉担当職員等の研修を実施。

(5) 関係施設・関係機関の連携

福祉、保健、医療、教育、就労の関係施設・関係機関が定期的に連絡協議会を開催し、自閉症児（者）等に対する総合的なサービスの在り方を検討。

5 職員の配置

センターに次の職員を配置する。

①相談支援を担当する職員

社会福祉士であって、自閉症児（者）等の援助・保護について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と実施主体が認める者

②療育支援を担当する職員

臨床心理士であって、自閉症児（者）等の診断・判定及び療育について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と実施主体が認める者

③就労支援を担当する職員

自閉症児（者）等の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と実施主体が認める者

6 センターの設備

センターには、次の設備を設ける。ただし、センターを附置する施設の入所児（者）の処遇、施設の運営上問題がない場合には、センターを置いた施設の設備の全部又は一部を共有することができる。

①相談室・療育指導室 ②事務室 ③便所 ④玄関、その他必要な設備

7 1か所当り補助単価（年額） 25,328 千円

（初年度のみ初度調弁費 400千円を加算）

8 経費の負担

都道府県及び指定都市が事業のために支弁した経費については、別に定める「在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を実施。（補助率1/2）

9 施設・設備整備費

施設整備費 1か所当り国庫補助基準面積 84.4 m²

設備整備費 1か所当り国庫補助基準額 835,000円

6 障害児の療育支援について

(1) 障害児通園（デイサービス）事業について

本事業は、通園の方法により、通園の指導になじむ知的障害、肢体不自由、視聴覚障害等の障害のある幼児及び学齢児（小学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部に就学している児童）を対象に、日常生活の基本動作の訓練や集団生活への適応の訓練を行うものである。

本事業は、障害の特性に応じ適切な指導を行うために必要な設備が設けられ、市町村が適当と認めたものであれば、実施することができるものである。

具体的には、単独施設を設けて実施されているほか、地域福祉センター、保育所障害関係施設、老人関係施設、児童館、身体障害者デイサービスセンター、医療機関、学校の空き教室等を活用して実施されている。また、対象児童が少ない等1市町村で実施が困難なところでは、複数の市町村が共同して実施しているところもある。

については、実施施設が広範であることや、複数の市町村が共同実施していることも参考にして、本事業を未だ実施していない市町村に対して、事業の周知を図るとともに、積極的に実施されるよう助言指導願いたい。

(2) 重症心身障害児（者）通園事業について

本事業は、在宅で生活する重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する重症心身障害児・者に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る事業である。

本事業を実施するに当たり、次の事項に留意の上、管下の実施施設に対して指導方をお願いする。

ア 本事業は、障害者プランの計画期間において、各都道府県、指定都市ごとに、A型は1か所、B型は3か所で実施することとしているが、これにかかわらず、地域の実情に応じて弾力的に国庫補助の採択を行うこととしており、又、B型については、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合は、身体障害者療護施設や地方公共団体の単独施設等で実施可能といった弾力的な取扱いをしているところであるので、本事業を積極的に実施されるようお願いする。

イ 平成13年度の実施状況をみると、特に専門的機能を有する重症心身障害児施設における実施が約4割程度に止まっているところであり、重症心身障害児施設が2つ以上あるにもかかわらず、A型を実施していない県、中核市(約10程度)においては、本事業を積極的に実施されるようお願いする。

(3) 難聴幼児通園施設の運営について

難聴幼児通園施設は、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設であるが、中には、その機能が十分に活用されていないところも見受けられる。

平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」が示され、今後、益々難聴幼児に対する早期療育が重要となることから、次の事項に留意の上、難聴幼児の早期療育が実施できる体制の整備に努められたい。

ア 当該施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進・活性化に努めること。

イ 当該施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、難聴幼児通園施設の設置に努めるとともに、障害児通園(デイサービス)事業などの活用を図ること。

7 福祉施策と雇用施策の一体的推進について

(1) 障害者就業・生活支援センター(仮称)事業について

平成11年度から労働行政と福祉行政の連携事業としてモデル的に実施してきた「障害者就業・生活総合支援事業」の成果を踏まえ、身近な地域で雇用、保健福祉教育等の関係機関のネットワークを形成し、障害者の就業支援及び生活支援が一体的に行われるよう、「障害者就業・生活支援センター(仮称)事業」を創設することとし、平成14年度予算(案)においては、47か所を予定している。

なお、本センターは、「障害者の雇用の促進に関する法律」を改正し、同法上のセンターとして位置付ける予定である。

障害者就業・生活支援センター（仮称）事業の概要（案）

○目的

障害者就業・生活支援センター（仮称）（以下センターという。）は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的としている

○センターの指定

都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民法法人（社団法人及び財団法人）、社会福祉法人、特定非営利活動法人又は医療法人であって次の基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

- ① 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
- ② ①のほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

○支援対象障害者

センターの支援の対象とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者。具体的には、以下に該当する者である。

- ① 就職し、継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に日常生活において相当程度の支援が必要な者
- ② 一旦就職したものの職場不適應を起し離職若しくは休職するおそれがある者、又は職場不適應により離職した若しくは休職している者など職場定着のために継続的な支援が必要な者

○事業内容

「障害者就業・生活支援センター」（仮称）は、離職した障害者、在職障害者等

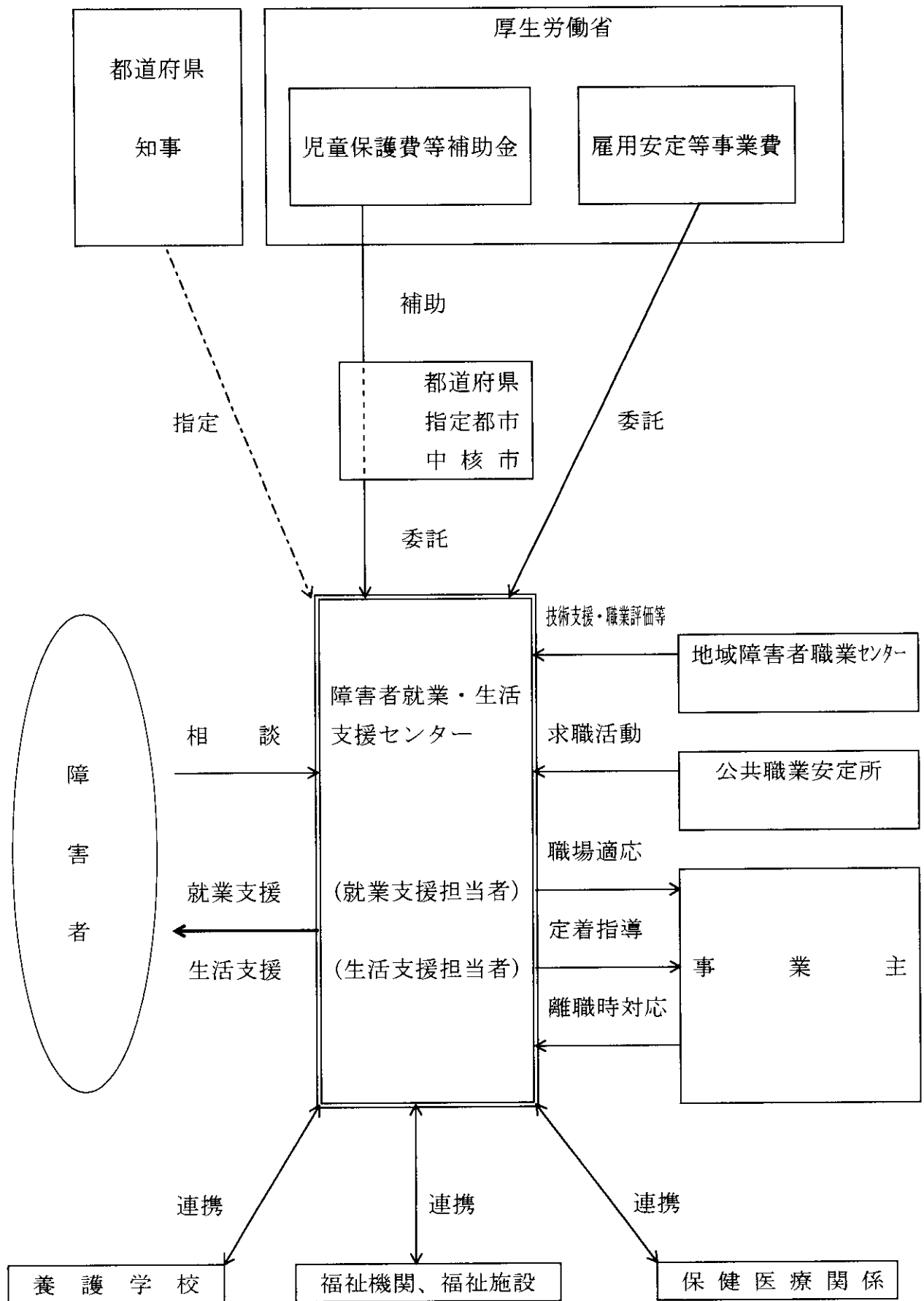
を対象に、就業支援及び生活支援を行うため、次の取組を行うこととしている。

- ① 離職した障害者等について就業に関する相談及びこれに伴う日常生活上の相談
- ② 公共職業安定所、事業主との調整等、障害者の求職活動についての支援
- ③ 障害者に対する職業準備訓練のあっせん、職場実習先との調整
- ④ 就職後の障害者に対する必要な助言、事業主に対する障害者の就職後の雇用管理に係る助言
- ⑤ 養護学校等を卒業して就職した障害者に対するフォローアップ
- ⑥ 障害者雇用支援者に関する情報の収集・提供、障害者雇用支援者に対する研修

○ 1か所当たりの経費（全国47か所で実施予定）

- ・ 労働保険特別会計雇用勘定（委託費） 8,937千円の予定、支援担当者2人
- ・ 一般会計（児童保護費等補助金） 5,362千円の予定、支援担当者1人
(国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

障害者就業・生活支援センター（仮称）イメージ図



(2) 施設外授産の活用による就職促進モデル事業について

本事業は、労働行政との連携施策として、障害者授産施設の入所者が企業等の事業所において授産活動を行うとともに、当該障害者に対して、公共職業安定所が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援等を行うことにより、授産施設入所又は通所者の就職を促進するものであり、平成14年度の予算（案）においては、16か所の都道府県での実施を予定している。

本事業は、障害者にとって一般就労する前に企業等において実践的な訓練を行うことで、作業能力の向上や一般就労へ向けた動機づけを図る。

また、障害者の雇用がそれほど進んでいない企業等においても障害者雇用に関する理解が深まることにより、障害者の雇用促進につながることを期待している。

本事業の実施要綱は、平成13年11月7日障発第485号障害保健福祉部長通知によりお示ししたところであるが、本事業の概略は以下のとおりであるので、積極的な取り組みをお願いしたい。

施設外授産の活用による就職促進モデル事業の概略

(目的)

本事業は、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設に入所又は通所する者が、授産施設に作業を発注する企業等の事業所において授産活動を行うとともに、授産活動終了後に公共職業安定所等が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援を行うこと等により、授産施設から一般就労へ結びつける支援体制のあり方を検証し、障害者の就職促進を図るもの。

(事業の内容)

- 1 施設外授産の活用による就職促進モデル事業推進委員会の設置・運営
都道府県労働局、地域障害者職業センター、授産施設、委託企業等の関係者で構成される施設外授産の活用による就職促進モデル事業推進委員会を設置し、次の事項について検討。
 - (1) 就職支援の取り組み方
 - (2) 就職促進のための関係機関との連携のあり方
 - (3) 効果的支援策のあり方
 - (4) 施設外授産の活用による就職促進モデル事業の評価・報告
 - (5) その他委員会で検討が必要と判断した事項

2 施設外授産の活用による就職促進モデル事業

(1) 事業内容

授産施設が委託企業から一定の業務委託を受け、授産施設に入所している障害者が委託企業の事業所において、労働法規等に照らし適正な方法で授産活動を行うことにより、委託企業との連携を深め、授産活動終了後の就職支援により、企業等への就職を促進する。

(2) 対象者

授産施設に入所している障害者であって、一般就労への移行が可能であり、かつ、一般就労を希望する者。

なお、事業の実施にあたっては、事前に対象となる障害者に対して事業内容等を十分説明し、その了解を得る必要がある。

(3) 実施施設の選定

都道府県は、この事業を適正かつ確実に行うことができると認められる授産施設を選定。

(原則として身体障害、知的障害、精神障害別に各1施設)

(4) 施設外授産指導員の実施施設への配置

(5) 施設外授産指導員の業務

実施施設職員の強力を得て、以下の業務を実施

- ア 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- イ 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整
- ウ 作業指導等、対象者が施設外授産を行うために必要な支援
- エ 施設外授産についてのノウハウの蓄積及び授産施設への提供
- オ 委託企業や対象者の家族との連携
- カ 事業推進委員会への出席
- キ その他上記以外に必要な業務

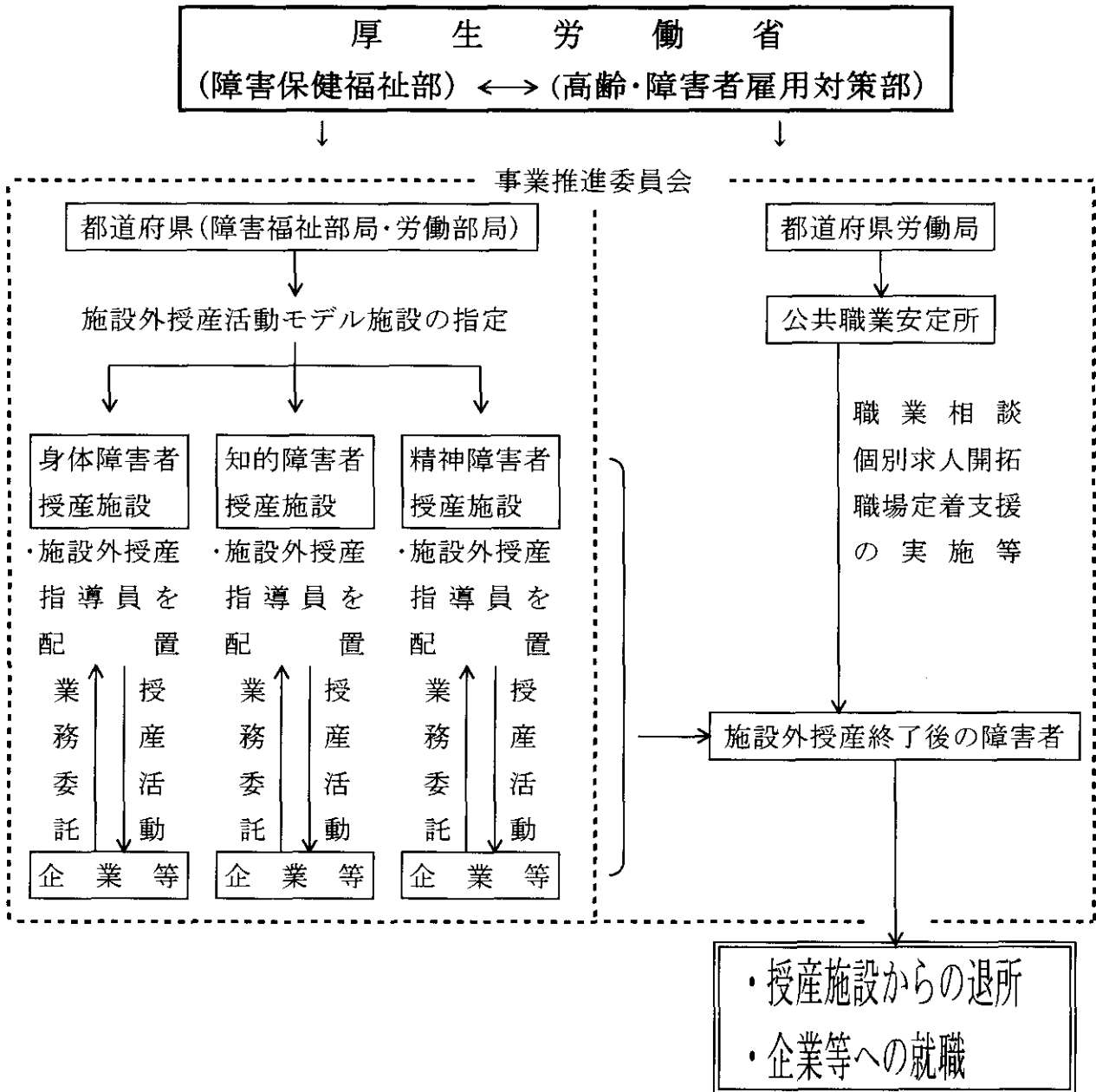
(6) 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努める。

特に、対象者が授産活動の終了後一般就労に移行できるよう、公共職業安定所において、職業相談、個別求人開拓、職場定着の援助を行うなど、就職に結びつけるための支援を行うこととしているので、労働行政との連携に遺漏なきを期すること。

(別添)

施設外授産の活用による就職促進モデル事業の流れ図



8 授産活動の支援について

(1) 小規模通所授産施設の活動支援について

小規模作業所の運営の安定化を図り、身近な地域における障害者の授産活動を支援する観点から、先般の社会福祉事業法等の一部改正により小規模通所授産施設を法定化し、平成13年度から運営費及び施設・設備整備費に対する補助を行っている。

平成14年度予算案においては、身体障害、知的障害、精神障害の3障害合わせて120か所増（120か所→240か所）を図ったところであるので、都道府県等においては、引き続き小規模作業所からの法定施設への移行について、社会福祉法人化への指導など特段のご配慮をお願いするとともに、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

なお、小規模作業所に対する国庫補助については、前年度同額の予算額を確保したところであり、引き続き適切な助成を実施していくこととしている。

(2) 授産施設の活性化について

ア 授産活動活性化特別対策事業の実施について

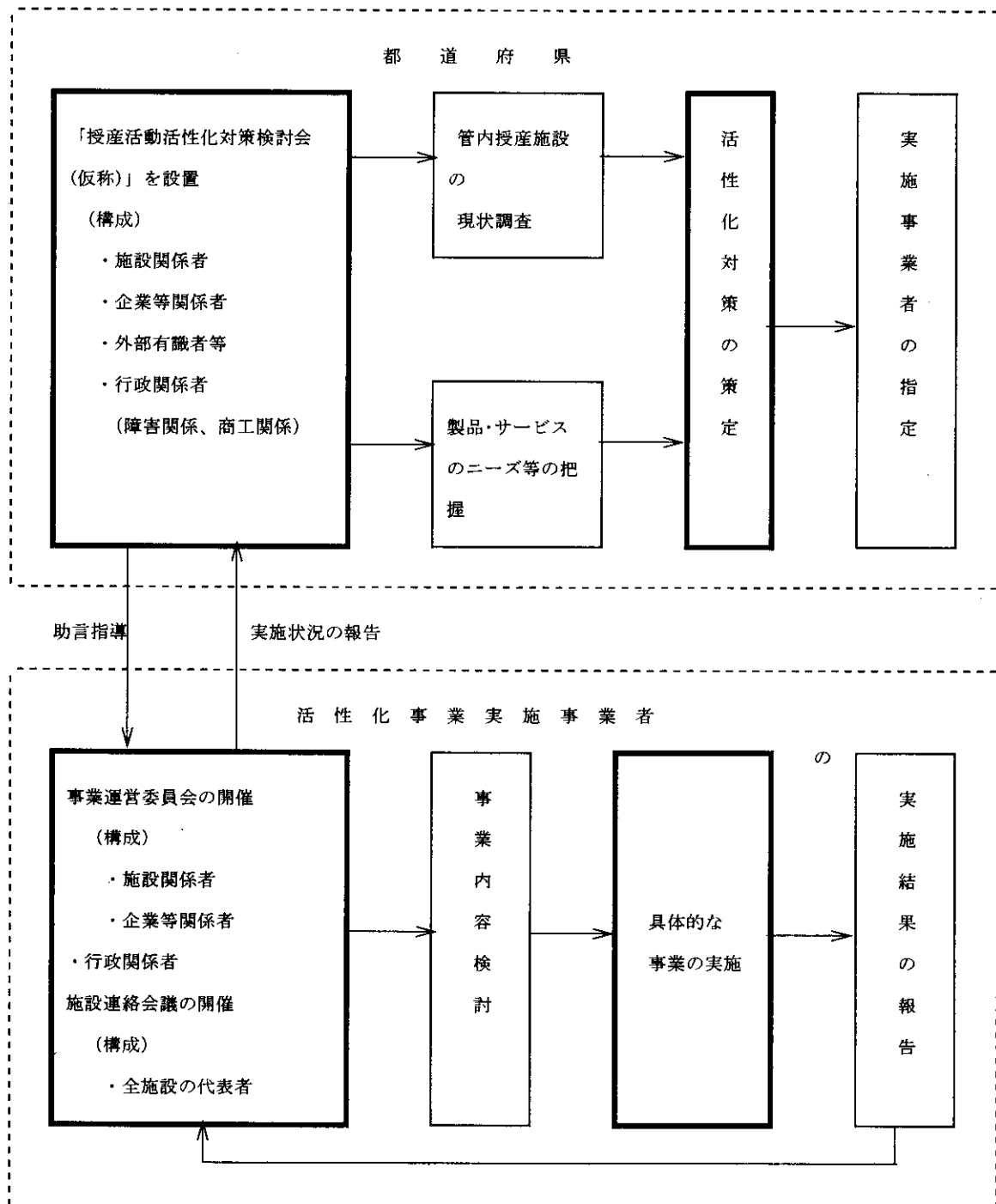
本事業は、平成12年度から、授産活動の活性化のための特別事業として実施しているところであるが、平成14年度予算(案)においては、11ヶ所増の27ヶ所での実施を予定している。

また、本事業は、各都道府県において、管内の授産施設等の活動状況を把握した上で、授産施設関係者、企業関係者等の参画を得て基本的な授産活動の活性化対策を策定し、これに基づき都道府県が指定した社会福祉法人等を中心にして、授産活動の活性化のために必要な事業を実施するものである。

よって、本事業の実施に当たっては、下表に掲げるような実施体制の下、商工関係部局の協力も得ながら、地域のニーズ把握や管下授産施設等との連携による効果的な事業を実施するなど、実効性のある活性化対策を策定することが肝要である。

については、未実施の都道府県においては、これらを踏まえ、平成14年度からの積極的な事業実施について検討いただくとともに、平成13年度より事業を実施している都道府県においては、引き続き、効果的な事業実施を行っていただくとともに、平成13年度に事業が終了する都道府県においては、今後とも、将来にわたって本事業の効果が継続するような体制整備に努められたい。

- 補助先 都道府県
- 補助基準額 1 都道府県当たり 7, 500 千円
- 補助率 定額 (1 / 2 相当)
- 補助期間 2 年間を限度とする。
- 実施体制の例示



(参考) 授産活動活性化特別対策事業の実施状況 (平成13年度)

[特に多かった事業]

- ・授産製品カタログの作成やホームページの開設等による広報促進
(県内総合カタログの作成・配布、ホームページにおけるカタログ掲載、授産施設マップの作成等により、一般市民への広報を促進)
- ・インターネット等を活用しての通信販売の実施
(インターネットの活用、電話・FAX注文用紙の作成等により、効率的な販売システムを構築)
- ・授産製品コンクールの開催
(新開発製品コンクールの実施、バザーにおける受賞製品の販売等により、開発・製作意欲を助長)
- ・常設店舗の設置
(県立施設、大規模小売店舗、駅ビル食品フロア、百貨店催事コーナー等への出店により、一般市民の認知度アップを図る)
- ・商品開発等のための研修会の開催
(魅力あるデザイン、パッケージ等の開発、技術アドバイザーの活用等により、魅力ある商品づくりを展開)
- ・共同受注・生産・在庫管理システムの構築
(受注作業の分担、生産規格の統一、在庫の集中管理等により、運営の効率化を推進)

[その他特徴のある事業]

- ・障害者の個性を生かした商品の開発
(芸術的才能を有する者のデザインの活用等により、魅力ある商品づくりを展開)
- ・県庁等への訪問販売
(県庁等への出張訪問販売、県職員生協を經由した物品販売等により、販売を促進)

イ 授産施設等の製品等の利用促進について

近年の不況の影響を受けて、授産施設等における授産活動に支障が生じている状況を踏まえ、平成11年8月31日付け障第568号「授産施設等の製品等の利用促進について」により、授産施設における受注機会の確保などをお願いしているところであるが、以下にお示しする具体的事例を参照の上、さらなる利用促進について配慮願いたい。

(参考)

○ 発注の具体例

- ・印刷業務
職員録、職員名刺、封筒、予算書、ポスター、記念誌、各種書類等
- ・業務委託
クリーニング、会議のテープ起こし、チラシの折り込み作業、除草作業、清掃業務、物品の配布、会場装飾、ペットボトル分別回収、ホームページ作成等
- ・庁用物品
時計、茶器、テーブル、石鹸、ゴミ袋、係名表示板等
- ・福祉大会、体育大会等記念品
時計、レターセット、フォトフレーム、七宝焼メダル、コースター、木工製品、クッキー、タオル、Tシャツ、手芸品等
- ・会議、業務用物品
ネームプレート、手提げ袋、茶菓、作業服、席札等
- ・啓発用物品
手芸品、陶芸品、紙製品等

○ その他の取り組み事例

- ・福祉大会、体育大会等での授産製品の展示販売
- ・福祉センター等における授産製品の展示コーナーの設置
- ・大口事業所に対する授産製品の利用促進依頼
- ・授産製品紹介のホームページ作成
- ・広報誌への掲載
- ・庁内電子掲示板での掲載

9 障害者施設の整備等について

障害者の施設福祉の推進については、引き続き、障害者の地域生活支援の強化に係る施設整備を重点的に行うこととしており、在宅福祉施策の推進とあわせて、施設から地域生活に移行できる取り組みを積極的に進めていくこととしている。

そのため、施設においても、在宅サービス提供機能を付与し、利用者の視点に立った障害者の地域生活支援の充実を図ることとしているところであり、障害者施設の専門的機能を活用した地域生活の支援事業の積極的な実施についても指導方お願いする。

(1) 障害者施設の整備について

障害者施設の整備については、障害者プランに基づき、平成14年度末の整備目標に向けて計画的に整備していくこととしている。

施設整備の協議に当たっては、平成8年11月15日付障企第219号障害保健福祉部長通知「厚生省関係障害者プランの推進方策について」に示されている障害者計画、障害保健福祉圏域の設定状況等を十分考慮の上、整備計画を立てるとともに、施設整備費の適切な執行を図る観点から、国庫補助協議対象施設の精査に努められたい。

- 障害者計画、障害保健福祉圏域の設定状況等を踏まえ、施設整備の必要性を総合的に検討し、真に緊急性の高い施設の整備を優先させること。

整備計画に当たっては、整備する圏域内の市町村障害者計画が策定されていることが必要と考えており、その内容を把握したうえでの整備計画であること
なお、広域的な観点から複数の市町村の連携による施設整備の促進にも留意されたいこと。

また、指定都市、中核市の所在する道府県においては、当該市との調整が十分に行われたものであること。

- 施設整備に当たっては、単に入所待機者が多いことのみで判断せず、待機者の生活状況、ホームヘルプサービス、デイサービス及びショートステイ等の在宅福祉サービスの活用状況や今後の提供体制の見通しなどについて点検したうえで、入所の必要性の判断を行われたい。

- 近年、障害者施設の施設整備において、近隣住民から反対が生じるケースが増加しており、その中には、近隣住民に対する説明や対応が不十分なものも

見受けられる。

障害者の地域生活支援を進めていくためには、地域の方々の理解や協力が必要であるので、施設の整備においても、できるだけ早い段階で、正確でわかりやすい情報を近隣住民に伝え、説明するとともに、設置主体である社会福祉法人等に任せきりにするのではなく、各都道府県、指定都市、中核市と併せて地元市町村も協同で対応するようお願いする。

○ 身体障害者療護施設の整備について

身体障害者療護施設については、原則として、デイサービスセンターとの併設及びショートステイ専用居室、ALS（筋萎縮性側索硬化症）等専用居室の整備を採択の要件としていることに留意されたい。

○ 聴覚障害者情報提供施設の整備について

視聴覚障害者の生活の質（QOL）の向上のためには、情報提供の充実が重要である。点字図書館については、全都道府県において設置されているのに対し、字幕（手話）入りビデオカセットの製作、貸し出し事業、相談事業等を行う聴覚障害者情報提供施設は、制度の発足が遅かったこともあり、整備が遅れている状況にある。

このため、当面各都道府県に最低1か所を目標として整備の促進を図りたいと考えているところであり、未だ設置されていない道府県においては積極的に整備を行うようお願いする。

なお、本施設を運営する事業は第2種社会福祉事業であり、その運営主体は社会福祉法人に限定されるものではないことから、民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する法人等、本施設を適切に運営できる法人を積極的に活用する等によりその整備の促進を図られたい。

○ 知的障害者更生施設等の整備について

知的障害者更生施設等の整備に当たっては、単に待機者が解消されるということのみならず、事業予定者が知的障害者の障害特性を十分に理解した上、適切な入所者処遇方針を有しているとともに、地域生活支援に向けて積極的に取り組む意欲を有していることを確認されたい。

また、地元自治体においても当該施設との協力の下に、在宅福祉サービスの推進や公営住宅等の提供による地域生活援助事業（グループホーム）の支援を行う等、公民一体となって知的障害者の福祉に多様な取り組みがなされることを前提とした施設整備の推進に努められたい。

なお、平成14年度の新規国庫補助協議については、「平成14年度障害者

施設の整備に係る協議基準について」（平成14年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき協議を受け、現在、協議内容を審査しているところであるが、知的障害者更生施設の入所施設については、協議地方自治体の障害者計画、圏域での整備状況及び市町村障害者計画の策定状況、在宅福祉サービスの取り組み状況等を踏まえ、その必要性等を精査のうえ、採択することとしているので了知されたい。

○ 自閉症・発達障害支援センター（仮称）に対する補助制度の創設

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）に対し、専門的な相談支援、療育等の支援を行う当該センターを自閉症児施設、知的障害児・者施設に附置するための整備を行う。

（設置主体） 都道府県、指定都市、中核市、市町村、社会福祉法人

（施設整備費） 国庫補助基準面積 1施設 84.4㎡

（設備整備費） 国庫補助基準額 835,000円

(2) 障害者・児施設のサービス共通評価基準の活用について

障害者・児施設のサービス共通評価基準は、障害者・児施設において実施されているサービスを検証するためのものであると同時に、社会福祉法第78条（福祉サービス向上のための措置）の趣旨を踏まえ、「利用者にとって質の高いサービスとはいかなるものか」といったことを示すものである。

同基準については、昨年度と同様に、関係障害者施設においてサービスの自己評価として活用していただくよう通知し、その結果について、各都道府県等を通じて実施報告をいただいている。

この報告によると、関係施設の約8割が評価を実施しており、「施設の現状の再認識や改善点などの把握ができ、今後の課題が明確になった」等の意見に加え、「マニュアルなどの文書化について理解できた」、「今後、マニュアル作成を検討していく」といった意見が多数寄せられており、自己評価の実施が一定の成果を収めたと言える。また、2か年継続したことにより、自己評価の意義や必要性の理解促進につながったと言える。

なお、実施結果報告の詳細については今年度末までにお知らせする予定である。

また、今年度の実施結果報告に基づき、評価基準の必要な見直しを行い、来年度の第1四半期に評価基準の修正版をお示しする予定であり、これをもって一応の最終版とすることとしている。

今後、各都道府県等において、障害者・児施設のサービスの質の向上に向けた取り組みを行うに当たって、本評価基準を活用していただくようお願いする。

10 障害者福祉施設等における不祥事の発生防止及びその対応について

施設整備費の不正受給、人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下のような事項に留意の上、平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」に基づき、管下社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

(1) 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、依然として、こうした不正な事例が生じており、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、再発防止に努められたい。

(2) 人権侵害等の防止について

障害者の福祉の向上を図ることを目的としている社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例が見られることは、社会福祉事業について信頼を損い、また、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる他の同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

このような不祥事が発生した場合は、その背景、事実関係の究明、法人及び関係者の責任の明確化、再発防止への取り組み、社会福祉法の規定に基づき講じた措置等一連の顛末を整理することにより、今後の不祥事の未然防止を図るとともに類似例が発生した場合の迅速な対応が行えるよう情報の集約を図られたい。

また、指導監査等の実効性を高めるためにも、福祉事務所にあつては、措置権者として、援護の委託をした知的障害者に対する処遇状況を適宜把握し、都道府県等が法人・施設の指導監査を行う際には、予め関係福祉事務所から入所者の処遇状況に関する情報を徴した上で、指導監査に努められたい。

(3) 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であるが、依然として、経理処理に関する不正・不明瞭な事例が生じ、社会問題化するケースが見受けられる。

都道府県等においては、不正・不明瞭な経理処理の防止を図る観点から、一層の指導監督の徹底に努められたい。